

資料提供

2026年3月3日

- 総務部税務課長 松本
(担当:小森 029-301-2414)
- 土浦県税事務所長 鹿倉
(担当:岡本 029-822-7176)

土浦県税事務所における税務情報の誤送付について

土浦県税事務所において、自動車税の差押執行予告書を同姓同名の別人に誤って郵送した事案が発生しました。

情報漏えいの対象者及び誤送付先に対して、また、県民の皆様の県に対する信頼を損ねる事案を起こしてしまったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

(1) 事案発生(判明)日
2025年12月15日

(2) 漏えいした情報
氏名、車のナンバー、税額

2 原因

滞納整理に必要な調査票を作成した際、市役所から交付された同姓同名の別人の住民票の情報を滞納者と誤認して調査票を作成。この作業以降、別人の情報を正しい情報と認識してしまったため。

3 経緯

2025年 9月上旬	滞納者の住所確認のため交付申請した住民票を市役所から受領(後日、過去に同一住所に住居登録のあった同姓同名の別人のものであることが判明)。
10月中旬	滞納整理に必要な調査票を作成した際、別人の情報を滞納者の情報と誤って認識して、滞納者の情報を作成。
11/19	誤った情報を元に、自動車税差押執行予告書を発送。
11/28 及び12/2	誤送付先から、「自動車を所有していない」、「知らないところで課税されている」との相談があった。
12/9	県税事務所において、運輸支局へ自動車登録に係る書類を照会。
12/15	上記照会の回答により、同姓同名の別人に誤送付したことが、発覚。
12/16	誤送付先に対して、誤送付について謝罪。
2026年 2/16	滞納者に対して、税務情報の漏えいについて、謝罪。

4 再発防止策

- ・住民票交付申請時に、「同一住所に同姓同名が複数名存在する場合は、全員の住民票（除票含む）を交付して欲しい」旨を申請書に記載する。
- ・課税等に関する疑義の申出があった際には、速やかに課税資料の確認・精査を行う。